

熊本市

環境影響評価制度のあらまし

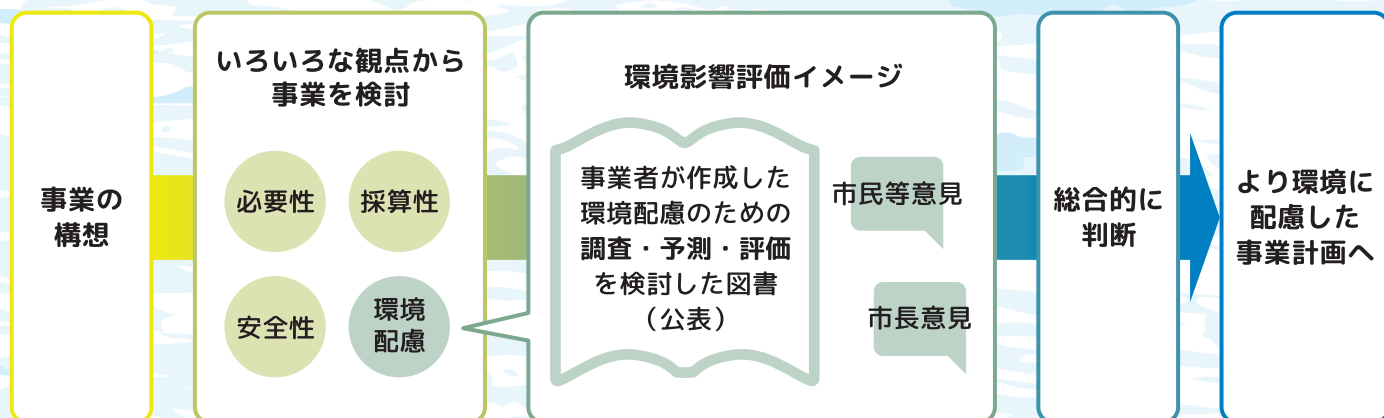


はじめに

本市は、清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境、さらには熊本城をはじめとする魅力ある歴史文化遺産などに恵まれています。この優れた環境を保全し、本市の良好な環境を将来に亘ってつないでいくために、「熊本市環境影響評価条例」を制定し、本市の「環境影響評価制度」を新たに創設しました。

この制度は、一定規模以上の開発事業を行う場合に、事業の計画段階から事業者自らが当該事業による環境影響の調査、予測、評価を行い、その結果を公表して市民や行政、学識経験者などの意見を取り入れることで、より環境に配慮した事業につなげていくことを目的としています。

《環境影響評価の考え方》



環境影響評価項目

環境影響評価を実施する上で、環境に与える影響を適切に調査、予測、評価することが重要となるため、事業特性や地域特性に加え、市民や行政、学識経験者などの意見を聴きながら、以下の環境要素から環境影響評価項目を選定します。

《環境要素》

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

大気環境

大気質
騒音
振動
低周波音
悪臭
その他

水環境

水象(地下水の水象を除く)
水質(地下水の水質を除く)
水底の底質
地下水の水象及び水質
その他

土壌環境・その他の環境

地形及び地質
地盤
土壌
その他



生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物 植物 生態系 緑

人と自然との豊かな触れ合い

景観 人と自然との触れ合い活動の場

環境への負荷

廃棄物 温室効果ガス等

一般環境中の放射性物質

放射線の量

文化財の保全

文化財

交通混雑の緩和

地域交通

環境影響評価制度の概要

本市の環境影響評価制度では、重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画の立案段階で配慮書手続を行い、その後、事業による環境影響を詳細に把握するため、具体的な環境影響評価手続を行うこととしています。また、事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促し、環境影響に応じた効果的な制度とするため、環境影響評価の要否を判定する手続(スクリーニング)を設けています。

計画段階配慮事項 【配慮書】

事業計画の立案段階(位置、規模等の検討段階)で、事業実施により想定される重大な環境影響を既存資料などから予測し、比較した結果を踏まえて、より環境影響の少ない事業計画や効果的な環境保全措置を検討します。

▼ 任意の手続のため、判定を受けずに方法書に進むことも可能です。

スクリーニング (任意)

配慮書及び判定申請書を元に、市長が環境影響評価審査会に諮問した上で環境影響評価の要否を判定します。手続不要と判定された場合には、事業者は事業に着手し、事業実施後に事後調査を行います。

手続必要

手続不要

環境影響評価の 実施方法 【方法書】

事業特性や周辺環境の地域特性などを踏まえ、どのような方法で環境影響評価(調査・予測・評価)を行うのかを計画します。

環境影響評価の実施

◇ 調査 ◇

事業が環境に与える影響を評価するため、現地調査や既存資料の収集を通じて、対象地域の環境の現状を調べます。



◇ 予測 ◇

事業実施後の環境への影響について、科学的知見に基づきその程度や範囲を定量的または定性的に予測します。



◇ 評価 ◇

予測結果を環境保全の観点から検討し、事業計画の妥当性を判断するとともに、必要な環境保全措置を検討します。



環境影響評価の 取りまとめ 【準備書・評価書】

事業者は、環境影響評価の結果や環境保全措置の内容を準備書として取りまとめます。その後、準備書に対する意見を踏まえ、適宜検討を加え、見直しを行い、評価書として取りまとめます。

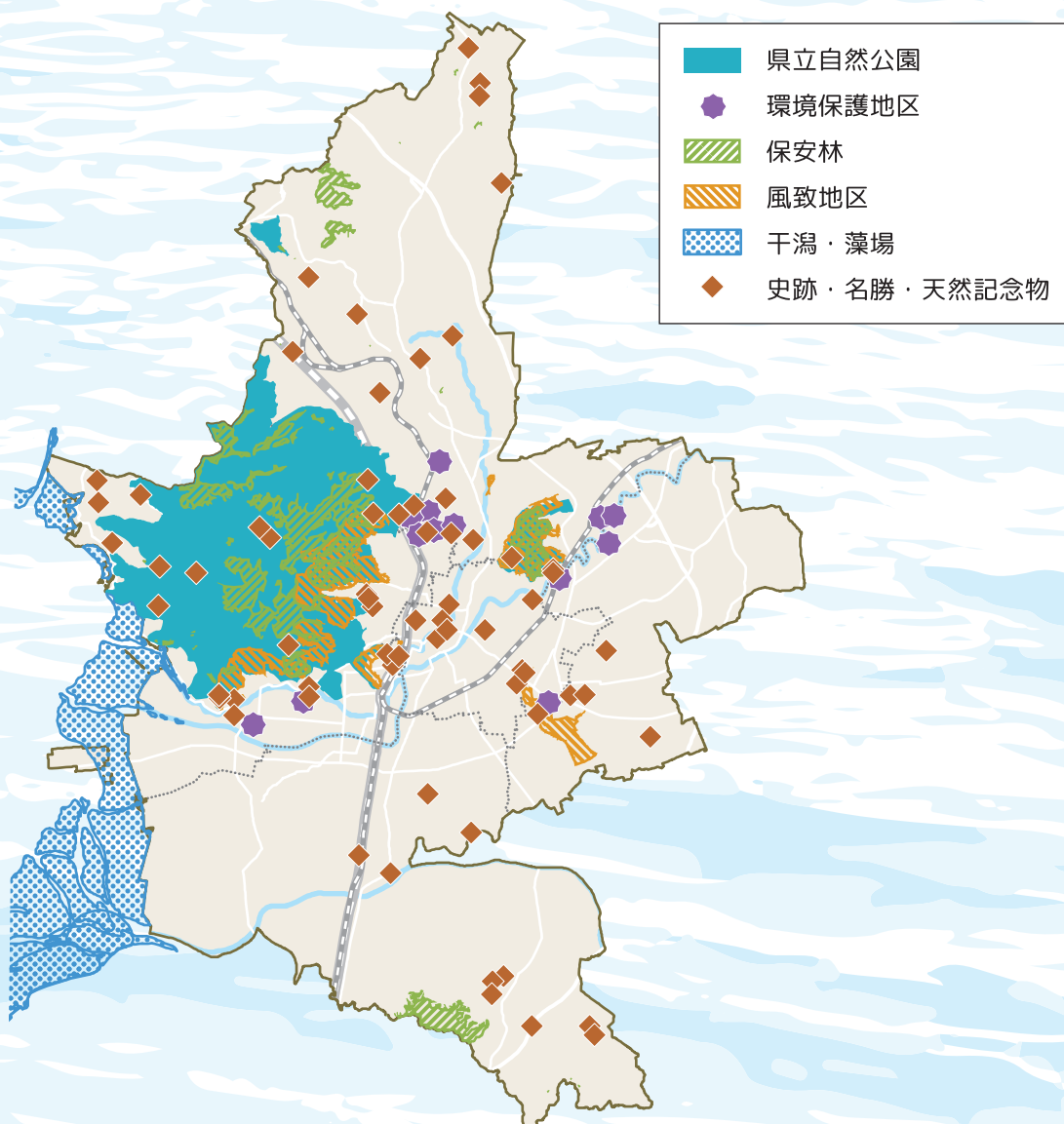
事業の実施

事後調査 【事後調査報告書】

事業者は、環境影響の予測、評価の結果や環境保全措置の効果を検証することを目的として、工事中や供用時の環境の状況を把握するための事後調査を実施します。また、必要に応じて追加の環境保全措置を検討します。

指定地域

本市では、地域特性を踏まえて特に環境の保全に配慮する必要がある地域を「指定地域」とし、これらの地域においては、より小規模な事業も環境影響評価の対象とします。



分野	地域名	概要【根拠法令】	本市の代表地域・対象
自然環境	県立自然公園	優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域【熊本県立自然公園条例】	金峰山、立田山など
	環境保護地区	市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域【熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例】	砂取環境保護地区など (13 か所)
	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要な地域【森林法】	金峰山、立田山、雁回山など
	風致地区	土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域【都市計画法】	水前寺、江津湖、八景水谷、立田山、花岡山・万日山など(7 地区)
生物種・生態系	干潟・藻場	生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域【自然環境保全法】	有明海沿岸(河内海岸・塩屋海岸、白川・緑川河口周辺)
歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	鑑賞上又は歴史上等、価値の高いもの【文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例】	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

対象事業実施一覧

本市の環境影響評価制度の対象となる事業は次のとおりです。

No	事業の種類	対象事業の規模要件等	
		第 1 種事業(市内全域)	第 2 種事業(指定地域)
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5km 以上(森林地域(注 1): 2 車線以上かつ長さ 10km 以上)	4 車線以上かつ長さ 2.5km 以上(森林地域(注 1): 2 車線以上かつ長さ 5km 以上)
	大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10km 以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 5km 以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上	貯水面積 25ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上	湛水面積 25ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上	土地改変面積 25ha 以上
3	鉄道	長さ 5km 以上	長さ 2.5km 以上
	軌道	長さ 5km 以上	長さ 2.5km 以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上	滑走路の長さ 625m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kW 以上	出力 7,500kW 以上
	火力発電所	出力 75,000kW 以上	出力 37,500kW 以上
	地熱発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	風力発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	太陽電池発電所	面積 20ha 以上(注 2)	面積 10ha 以上(注 2)
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/ 時又は 100t/ 日以上	処理能力 2t/ 時又は 50t/ 日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kL/ 日以上	処理能力 50kL/ 日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上 (干潟等地域(注 3): 面積 5ha 以上)	
8	土地区画整理事業	面積 25ha 以上 (人口集中地区(注 4)の面積を除く)	面積 12.5ha 以上 (人口集中地区(注 4)の面積を除く)
9	新住宅市街地開発事業	面積 25ha 以上	面積 12.5ha 以上
10	工業団地の造成事業		
11	新都市基盤整備事業		
12	流通業務団地の造成事業		
13	住宅団地の造成事業		
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上	面積 50ha 以上
15	スポーツ施設又はレクリエーション施設	面積 25ha 以上	面積 12.5ha 以上
	ゴルフ場	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上	計画処理人口 5 万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量 8kL/ 時 又は平均排出水量 0.5 万 m ³ / 日以上	燃料使用量 4kL/ 時 又は平均排出水量 0.25 万 m ³ / 日以上
18	豚房施設	施設面積 7,500m ² 以上	
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上	面積 15ha 以上
20	その他の造成事業	面積 25ha 以上	面積 12.5ha 以上
21	大規模建築物 (高層建築物)	延べ面積 5 万 m ² 以上 かつ高さ 100m 以上(注 5)	
22	複合事業	(注 6)	(注 6)
○ 港湾計画		埋立て・掘込み面積の合計 150ha 以上	

(注 1) 「森林地域」とは、国土利用計画法に規定する森林地域(農用地区域との重複部分を除く)をいいます。

(注 2) 太陽電池発電所の面積には、太陽電池アレイやコンディショナー等の設備の他、調整池や残置森林等の面積を含みます。

(注 3) 「干潟等地域」とは、干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域をいいます。

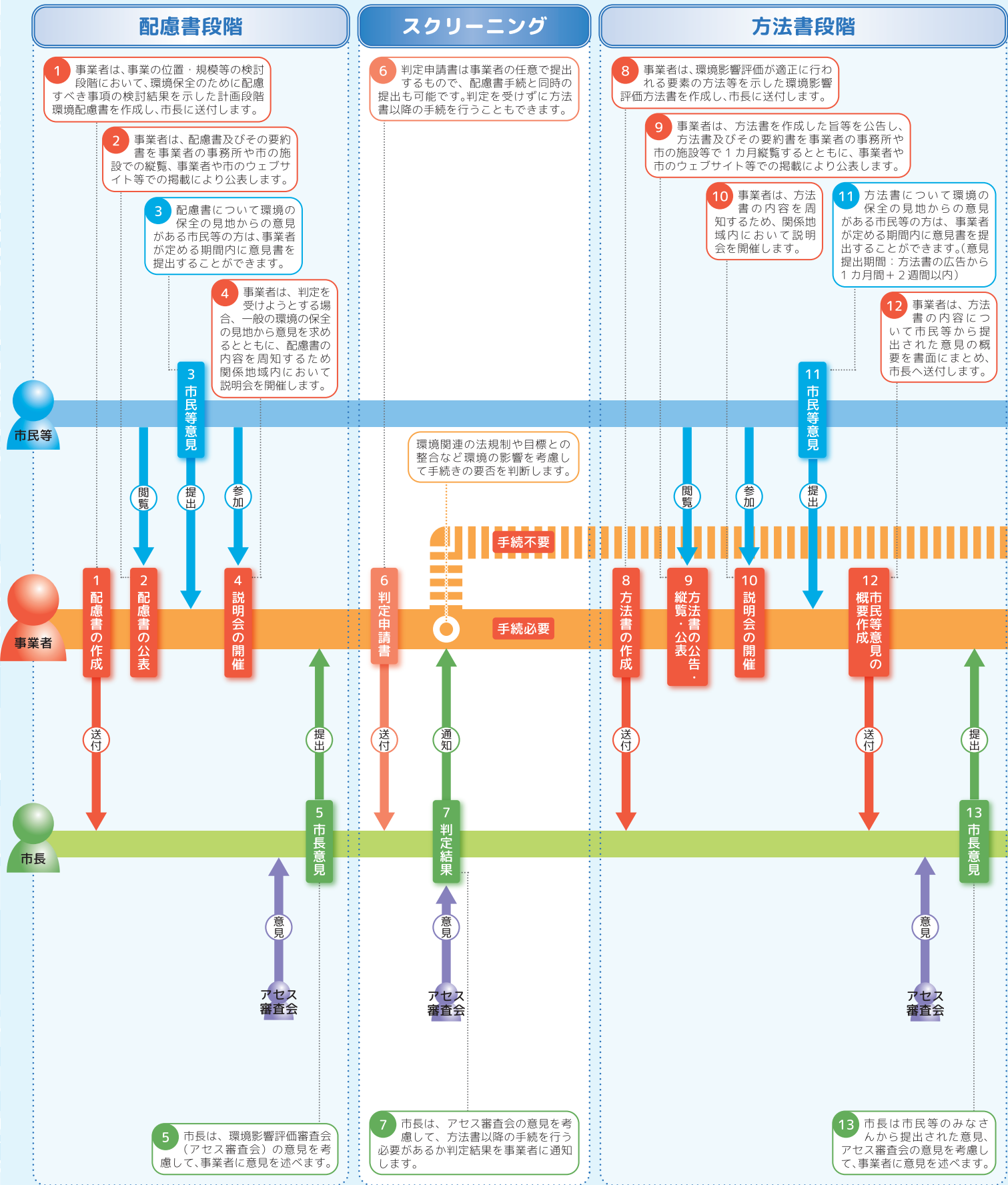
(注 4) 「人口集中地区」は、最近の国勢調査の結果によります。

(注 5) 環境の保全について適正な配慮がなされるものとして別に定める手続が行われる場合を除きます。

(注 6) 「複合事業」は、上記の 5(太陽電池発電所のみ)、8～15、19、21 に掲げる種類の事業を複合して行う事業であって、構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの規模要件で除した数値の和が 1 以上となるもので、事業の近接性、実施時期、実施主体を考慮して個別に判断するものをいいます。

※この表は、対象事業を要約したものですので、具体的な対象事業の規模要件は、熊本市環境影響評価条例施行規則別表第 1 をご参照ください。

手続のしくみと流れ



準備書段階

15 事業者は、事業の実施に伴う環境影響について調査、予測及び評価した結果をまとめた環境影響評価準備書を作成し、市長に送付します。

16 事業者は、準備書を作成した旨等を公告し、準備書及びその要約書を事業者の事務所や市の施設等で1カ月縦覧するとともに、事業者や市のウェブサイト等での掲載により公表します。

17 事業者は、準備書の内容を周知するため、関係地域内において説明会を開催します。

18 準備書について環境の保全の見地からの意見がある市民等の方は、事業者が定める期間内に意見書を提出することができます。(意見提出期間：準備書の広告から1カ月間+2週間以内)

19 事業者は、準備書の内容について市民等から提出された意見の概要及びこれらの意見について事業者の見解を書面にまとめ、市長へ送付します。

14 事業者は、市長意見を考慮して方法書の内容に検討を加え、環境影響評価を実施します。

18 市民等意見

閲覧

参加

提出

参加

14 環境影響評価の実施

15 準備書の作成

16 準備書の縦覧・公表

17 説明会の開催

19 市民等意見の概要及び事業者の見解書作成

20 公聴会の開催

21 市長意見

送付

送付

提出

アセス審査会

20 市長は、準備書について環境の保全の見地から意見を有する者の意見を聴く必要がある場合は、公聴会を開催することができます。

21 市長は市民等のみなさんから提出された意見、公聴会の意見、アセス審査会の意見を考慮して、事業者に意見を述べます。

評価書段階

22 事業者は、市長の意見や市民等のみなさんからの意見を考慮して環境影響評価書を作成し、市長に送付します。

23 事業者は、評価書を作成した旨等を公告し、評価書及びその要約書を事業者の事務所や市の施設等で1カ月縦覧するとともに、事業者や市のウェブサイト等での掲載により公表します。

閲覧

22 評価書の作成

23 評価書の縦覧・公表

送付

要請

手続を省略する場合でも事業計画で想定していた環境影響の範囲内であるか確認します。

25 事業の実施

24 環境保全上の措置

24 市長は、必要に応じて事業者に環境保全上の措置を要請することができます。

事後調査段階

26 事業者は評価書に記載された事後調査又はスクリーニング時点で評価された環境影響に関する事後調査を実施し、市長に事後調査報告書を送付します。

閲覧

26 事後調査報告書の作成

送付

要請

27 事後調査報告書の縦覧・公表

28 環境保全上の措置

27 市長は、事業者から事後調査報告書の送付を受けた旨等を公告し、事後調査報告書を事業者の事務所や市の施設等で1カ月縦覧するとともに、事業者や市のウェブサイト等での掲載により公表します。

28 市長は、必要に応じて事業者に環境保全上の措置を要請することができます。

市民参加の機会

● 意見書の提出

配慮書、方法書、準備書について、環境の保全の見地からの意見を事業者に提出することができます。

● 説明会への参加

< 配慮書説明会 >

配慮書説明会は、事業者がスクリーニングを受けようとする場合に、事業計画の初期段階で開催されます。事業の位置・規模等に関する環境配慮の検討結果を説明するもので、環境影響を受ける可能性のある地域で開催されます。市民のみなさんは配慮書説明会に参加することで、計画の早期段階での環境配慮の内容について説明を受けることができます。

< 方法書説明会 >

方法書説明会は、これから実施される環境影響評価の評価項目や、調査、予測、評価の手法を具体的に説明するもので、環境影響を受ける可能性のある地域で開催されます。市民のみなさんは方法書説明会に参加することで、今後の環境影響評価の進め方について説明を受けることができます。

< 準備書説明会 >

準備書説明会は、実施された環境影響評価の結果と環境保全措置の内容を説明するもので、環境影響評価の対象となった関係地域内で開催されます。市民のみなさんは準備書説明会に参加することで、事業による環境への影響とその対策について説明を受けることができます。

● 公聴会への参加

準備書手続において、事業者による市民等の意見に対する見解書の提出後、本市が必要に応じて関係地域内で公聴会を開催します。環境の保全の見地からの意見がある方々は、公聴会に出席して意見を述べるすることができます。

熊本市環境影響評価審査会

本市では、科学的かつ客観的な審査を行うために、環境影響評価に関連する各分野の学識経験者等で構成した「熊本市環境影響評価審査会」を設置しています。この審査会では、事業者が作成した配慮書や方法書、準備書などについて具体的な審査を行い、環境影響評価や環境保全措置の妥当性などを評価します。



出典：
熊本市資料
熊本県 HP
熊本県レッドデータブック HP

文化庁 国指定文化財等データベース HP
環境省 生物多様性センター HP
国土交通省 国土数値情報 HP
国土地理院 基盤地図情報 HP

問合せ先

熊本市 環境局 環境推進部 環境政策課

TEL：096-328-2427 FAX：096-359-9945

E-mail：kankyouseisaku@city.kumamoto.lg.jp